

白子町監査委員告示第4号

地方自治法第242条第9項の規定により、住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

令和6年6月12日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

1 勧告年月日

令和6年5月21日

2 勧告内容

白子町長に対し、町有地である白子町中里字北塩場4563番17の土地に関し、適法・適正な管理となるよう占有者並びに関係機関と協議し対応すること。また、(B)に不当利得返還金及びその支払日までの遅延損害金相当額の支払を請求するよう勧告する。

3 措置年月日

令和6年6月7日

4 措置内容

白子町長は、現在の占有者とみなす(B)代表取締役(略)氏に対し、白子町中里字北塩場4563番17の土地明渡請求をした。

また、同土地の使用料についての不当利得返還債務及びそれに対する遅延損害金の請求をした。

以上